

平成18年（行ク）第245号 文書提出命令申立事件
（基本事件・平成17年（行ウ）第414号不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件）

決 定
申立人（原 告） 全石油昭和シェル労働組合
同 X 1
相手方（被 告） 国
第三者（所持者） 昭和シェル石油株式会社

標記申立事件につき，当裁判所は，一件記録を精査しても本件申立てに係る各文書を取り調べるべき必要性は認められないと判断して，次のとおり決定する。

主 文
本件申立てをいずれも却下する。

平成19年2月14日
東京地方裁判所民事第11部